

税のお知らせ

税の申告は忘れなく

申告相談期間

2月7日(金)～3月17日(月)

平成25年分所得(平成25年

1月1日から12月31日までの

所得)に関する市民税・県民

税等の申告の時期が間近にな

りました。

市では、2月7日から3月

17日まで所得申告相談受付を

行います。この申告内容が、

平成26年度の市民税・県民

税、国民健康保険税、後期高

齢者医療保険料、介護保険料

等の算定の基礎となりますの

で、忘れずに申告してくださ

い。

※日程および申告に必要な書

類等、詳細は今月の広報と

同時にお配りした「平成26

年度(25年分)市民税・県民

税(国民健康保険税)に係る

所得申告について」をご覧

ください。

申告相談の注意点

▽申告相談は1月1日現在、

住所がある地域の会場の地

区指定日にご来場ください。

※二本松税務署が行う所得税

の確定申告の受付会場(市

民交流センター・2月3日

～3月17日)は地区指定が

ありません。

▽申告相談受付期間中は、申

告相談受付会場以外(市役

所税務課、各支所地域振興

課等)での相談受付はして

いません。

▽税務署から送付された申告

書等があり、市の相談会場

で申告される場合はその書

類も持参してください。

▽「平成26年度市民税・県民

税(国民健康保険税)申告

書」を各世帯に1部配布し

ましたが、申告書は、税務

課、各支所地域振興課、ま

たは各住民センターで事前

に受け取ることができま

す。

▽営業、不動産収入がある方は

収支内訳書および売上げ、

仕入れ経費等が分かる帳

簿、領収書または書類等を

整理し持参してください。

▽給与や年金等の源泉徴収票

は原本を持参してください。

源泉徴収票を事業所等から

交付されていない方は、事

業所等に依頼し申告時まで

に交付を受けてください。

▽税務署の判断を必要とする

複雑な申告内容の場合(雑

損控除、株式譲渡、先物取

引、土地・家屋の譲渡等)

は、市民交流センターへご

案内させていただく場合も

あります。

個人住民税の主な改正点

個人市民税・県民税の均等割

税率が改正されます

東日本大震災からの復興等

の財源を確保するための臨時

措置として、平成26年度から

の10年間、個人市民税・県民

税の均等割標準税率にそれぞ

れ500円が加算されます。

【平成26年度からの均等割額】

市民税 3,500円

県民税 2,500円

合計 6,000円

給与所得控除が改正されます

平成26年度(25年分)の所得

申告から、その年中の給与等

の収入金額が1,500万円

を超える場合の給与所得控除

について245万円の上限が

設けられます。

公的年金所得者の寡婦(寡夫)

控除に係る申告手続の簡素化

公的年金等に係る所得以外

の所得を有しなかった方が寡

婦(寡夫)控除を受けようとする

場合、年金保険者に提出す

る扶養控除申告書に「寡婦(寡

夫)」の記載をして申告書を提

出すれば、個人市民税・県民

税の申告書の提出が不要とな

ります。

ただし、扶養控除申告書に

「寡婦(寡夫)」の記載を忘れた

場合や申告書を提出しなかつ

た場合は、確定申告または個

人市民税・県民税申告書の提

出が必要となります。

ふるさと寄附金の税額控除が

見直されます

平成25年から平成49年まで

復興特別所得税が課税される

ことに伴い、地方公共団体に

対する寄附金(ふるさと寄附

金)に係る個人市民税・県民

税の寄附金税額控除について、

平成26年度から平成50年度ま

での間に限り、特例控除額の

算定に用いる所得税の限界税

率に、復興特別所得税(10

0分の2・1)分に相応する

ありがとう
心静かに手を合わす。

豊かな緑に囲まれた静寂な施設のなか、

祭壇 葬儀用品 お料理 花輪 贈答品

など、満足のいくサービスを提供いたします。

社の中の斎場

ほうりん

ほうりん斎場 二本松市上竹2-286-1
ほうりん法苑ホール TEL.0243-23-5520 FAX.0243-22-7377
東和斎場 二本松市針道字鍛冶屋敷15-1
大山斎場 大玉村大山字玉貫19-7
福島平野斎場 福島市飯坂町平野字大前田1-4
TEL.024-542-6444 FAX.024-542-4960

フリーダイヤル 0120-43-1194

●年中無休 ●24時間受付 ●大駐車場完備



確定申告はインターネットで行うことができます

国税電子申告システム(e-TAX)を利用して、自宅にいながら所得税の確定申告をすることができます。

電子申告をするためには、電子証明書付住民基本台帳カード(住基カード)が必要になりますので市民課または各支所地域振興課窓口で交付を受けてください(手数料1,000円)。

電子証明書を読み込むためには、カードリーダーが必要です。市では無料貸出用のカードリーダーを10台準備しています。必要な方はお早めにお問い合わせください。

電子申告について、詳しくは下記ホームページをご覧ください。

e-TAXホームページ

<http://www.e-tax.nta.go.jp/index.html>

◎問い合わせ…税務課市民税係 ☎(55)5085

寝たきり高齢者等のおむつ代の医療費控除

寝たきりの高齢者等のおむつ代を所得税確定申告(または市民税・県民税申告)で医療費控除の対象とするには、医師が発行する「おむつ使用証明書」と「おむつ代の領収書」が必要です。

ただし、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、介護保険の要介護認定を受けている方については、要介護認定時の主治医意見書の内容を確認したうえで、市が発行する「主治医意見書確認書」を「おむつ使用証明書」に

代えることができますので、高齢福祉課または各支所地域振興課で申請してください。

主治医意見書で確認する内容

- ・主治医意見書の作成日
- ・要介護認定の有効期間
- ・障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)
- ・尿失禁の発生可能性

◎問い合わせ…

高齢福祉課介護保険係
☎(55)5115

償却資産(固定資産税)の申告は1月31日(金)までに

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の償却資産について市に申告しなければなら

ないことになっていきます。対象者は申告してください。

申告の対象

会社や個人で工場、商店、農業などの事業を営む方が、事業のために使用している構築物、機械、器具、備品等の土地・家屋を除く事業用有形固定資産

申告期限 1月31日(金)

提出場所

税務課、各支所地域振興課、各住民センター

※地方税電子申告システム(eLTAX)による申告を利用できます。初めて利用される場合は、電子証明や利用届けが必要で

す。eLTAXホームページ <http://www.eltax.jp/>

※申告書は昨年申告があった方に送付しています。新たに事業を始めた方は左記までご連絡ください。

◎問い合わせ…

税務課資産税係
☎(55)5086

市税に係る延滞金等の割合が変わります

国税における延滞金等の見直しに合わせて、地方税の延滞金および還付加算金の割合が、平成26年1月1日以後の

期間に対応する分から左表のとおり引き下げられます。

| | 現行 | 改正後 |
|---------------------------|-------|-----------------------|
| 延滞金の割合 | 14.6% | 9.3% (特例基準割合+7.3%) |
| 納期限の翌日から1カ月を経過するまでの延滞金の割合 | 4.3% | 3.0% (特例基準割合+1.0%) |
| 還付加算金の割合 | 4.3% | 2.0% (特例基準割合) |

(※特例基準割合を2.0%とした場合)

特例基準割合とは

国内銀行の新規の短期貸出約定金利の年平均に1.0%を加算した割合で、直近の値では、貸出約定平均金利の年平均(平成23年10月～平成24年9月)が1.0%のため、特例基準割合は2.0%となります。

◎問い合わせ…

税務課市民税係

☎(55)5085

収納課収納管理係

☎(55)5087



近いからすぐいけちゃう

ナイターも毎日営業!

毎週水曜日は(1/1(水)は通常料金) ナイター券 1000円デー

19歳の方(毎日リフト1日券タダ) ※対象者1994.4.2~1995.4.1 生まれの方

20~22歳の方(1/14からの平日リフト1日券タダ) ※対象者1991.4.2~1994.4.1 生まれの方
※いずれもネットでの事前会員登録必要

二本松塩沢スキー場

TEL0243-24-2845